

III 資 料 III

中国の行政許可法の制定 (2003年)

上 杉 信 敬

目次

1. はじめに
2. 草案に関する説明 (訳)
3. 中華人民共和国行政許可法 (訳)

はじめに

中国では法体系の整備が進行中であるが、2003年8月27日、中華人民共和国行政許可法を制定し(全8章、83ヶ条)、本年2004年7月1日から施行した。これは1996年から立法化の作業が始まって8年かけて完了したものとのことである。^① いくつかの重要な実体法、行政処罰法、立法法、環境影響評価法などに加えて、行政許可法を制定、実施したのである。(他の残る主要な実体法は行政強制執行法、強制徴収法、行政手続法、行政契約法などであろう。行政許可法は我国でいえば行政の許認可の一般法ができたということである。(なお我国にはそのような法律は存在しない。) その法律により、1) 行政許可の設定(許可の種類も含む)、2) 行政許可の実施機関、3) 行政許可の実施手続、4) 行政許可の費用、5) 監督検査、6) 法的責任などが規定された、その際、法律は行政許可を「行政機関が国民、法人もしくは他の組織の申請にもとづき、法による審査を経て、特定の活動をするを許す行為」と定義する。特に1)の行政許可の設定においては§12で6つの事項を挙げ、許可の種類として、5種類のもの、a) 普通許可(1項)、b) 特許(2項)、c) 認可(3項)、d) 核準(4項)(審査のうえの許可)、e) 登記(5項)、が挙げられる。^② そしてその他にf) その他のもの。しかしa)、c)、d)は我国では学問上の許可にあたるもので、特にc)許可は名称は認可だが、性質は我国の認可ではなく、許可(資格取得に伴うもの)の性質を示すものではなかろうか。認可の性質を示すものについては規定がない。b)特許は我国の特許、e)登記は我国の登

記と同様である。(また、確認に関することはどこに含まれているのか。例えば建築確認は核準に近いのだろうか。) さらに中央から地方にわたり許可の設定に関する権限関係が述べられている。又、2) 許可の実施機関についても中央から地方にわたる権限関係が規定されている。

中国では法による行政(依法行政)の原則の具体化が盛んに進行しているが、行政の繁雑さをもっと合理的で、簡素、透明なものにすることがこころみられている。その中の主要なもの1つに、最近の行政の審査、許可の改革があり、この2002年、2003年の2次にわたり行政の審査、許可は1195(789+406)項目も廃止、82項目が管理変更されて来た。^⑤ そのようなことと並行して、行政許認可の法的規律の正規化(法律による規制)がなされたわけである。

それに関連することとして挙げられるのは、法律§13で、(1)国民、法人、組織が自主的に決定できるもの、(2)市場の競争メカニズムで有効に調節できるもの、(3)業界組織、中介機構が自律的に管理できるもの、(4)事後監督の方式などで解決できるものには、行政許可を設けないと、しており、行政の事前規制を制約するようにしている。さらにより注目すべき点は3)許可の実施手続であり、この10余年来進行してきた、法律による行政手続規定の成立のなかで最も詳細かつ正式な手続規定をもち込んでいる。第1節、申請と受理、第2節、審査と決定、第3節、期限、第4節、聴聞、第5節、変更と延期継続、第6節、特別規定、と§29～§57と29ヶ条もそれにあてている。これは法律において行政手続を規定したものとして、1996年の行政処罰法(聴聞)、行政価格法(公聴会)、1998年改正の土地管理法§§44, 46, 48における土地収用の手続規定(「論証会」(専門家会議)、公聴会など)、2000年の立法法、行政法規制定程序条例、2002年の環境影響評価法に比べるとより量的に多く、内容も詳細になっていることがはっきりしている。^⑥ 我国の1993年の行政手続法における申請に対する処分手続に対応するであろうがさらに詳細である。

なお中国での行政手続法の制定の現状について若干捕捉すると、すでに拙稿の資料で述べたように^⑦、中国人民大学の皮純協教授を中心とするグループが北京市のプロジェクトとしても行った草案提起があったが^⑧、国の框架稿が作成され、その他に、北京大学の姜民安教授の試案稿^⑨があり、さらにこれと別に、国家プロジェクトとして、1つは、国家行政学院の応松年教授らが全人代の法制工作委のスタッフとで検討するもの(すでに6次稿まで進行^⑩)と、2つは、国务院の法制弁公室のスタッフで検討するもの、が進行しているとのことである、そして両者を照合、

すり合せをして統一稿をつくる。いずれも正式に成立するまでは未公表^⑨。さらに中国の行政法学会は、2002年、2003年、すでに2回それらの、「試似稿」に関して討論を行ったとのことである。主要内容、条文は正確にどうなっているかなどは外部の者にはわからないにしろ、確実に行政手続法制定への足どりは進んでいるようである。そのような中で、この中華人民共和国行政許可法における手続規定はその重要な1ステップを示しているといえよう。(中国の行政許可法に関してはさらに多くの解説、論文が発表されており、それらをふまえた全面的紹介も必要と思われるが、他の機会に譲る。)

- ①「中華人民共和国行政許可法」の注釈、説明文献としては例えば次のものが挙げられる。
李飛主編『中華人民共和国行政許可法釋解』(全人代常務委法制工作委副主任)、馬懷徳主編「中華人民共和国行政許可法釋解」、劉大剛著『行政許可法注評』、司法部法制宣伝司組織編写『中華人民共和国行政許可法法講話』劉大剛『行政許可法注評』など。
- ②2002年8月23日の国務院法制弁公室主任、楊景宇の説明、
- ③中国法制出版社、『行政許可法及其配套規定』(2003年4月)。なお湛中榮「中国加入 WTO 与行政审批制改革」復邦報刊資料、憲法学、行政法学、2003年、第4期60頁によれば、そこで挙げる数はこれらの数との関連は不明確だが、削減前の数は各部門で各々約2000、省レベルで1300~2200程になるという。行政許可法制定以前のものに袁曙宏、楊衛東「論建立市場取向的行政許可制度」中国法学2002年第5期、59頁もある。
- ④姜民安「公衆参与与行政法治」中国法学2004年第2期26頁。
- ⑤拙稿「中国における行政手続法の立法提案」東亜經濟研究 61巻第3号107~133頁。
- ⑥皮純協『行政程序法比較研究』(建議稿)567頁(2000年)
- ⑦その概要については姜民安「依法行政将上新台阶—「行政程序法」正在似定合中—訪北京大学公法研究室中心主任姜民安」中国工商管理研究 2003年第1号 28頁。
2002年夏にこの草稿に関して北京大学でシンポジウムも持たれたという。(この案と後の応松年教授等の試似稿との関係は不明。)
- ⑧応松年、王錫鏞「中国的行政程序立法：語境・問題与方案」中国法学2003年第6期41頁、特に47頁。試似稿の1つの概要については、王万華「中華人民共和国行政程序法(試似稿)検討会総述」行政法学研究 2003年第4期、93頁。(追伸、応松年「行政程序法(試似稿)評価」(政法論壇、2004年5月号)、復邦報刊資料、憲法・行政法学、2004年第12号8頁によると、試似稿は第14稿になるという。)
- ⑨国家の2つの作業グループについては、2004年3月末から4月初に上海、福建省への行

政手続法に関する調査，資料収集において，上海，复旦大学の楊心宇教授から教えていただいた情報である(その他の委員名などは不明)。又，中国の行政法学会，「中国行政法研究会」については最近，毎年，張歩洪編著『中国行政法学前沿問題報告』1999年，2003年(2冊)の中でその概要がまとめられている。

「中華人民共和国行政許可法（草案）」に関する説明

—2002年8月23日第9期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において

国務院法制弁公室主任 楊景宇

委員長、各副委員長、事務局長、各委員殿：

私は国務院の委託を受け、ここに「中華人民共和国行政許可法（草案）」に対する説明をいたします。

行政許可（通常は「行政審査許可（「行政審批」）とも言う）は、行政機関が法により社会、経済事務に対して事前の監督管理を行う1つの重要な手段であり、不可欠なものであり、長年に渡り実際に重要な役割をはたして来た。問題は行政許可は多すぎ、濫発されすぎたことで、その主要な原因は、1つは、行政許可設定権が不明確であり、ある郷政府、県政府が設け、ある行政機関内に設けた機関も設定する。2つは、行政許可を設定する事項が規範されていない、行政管理を説けば、審査許可が必要である。3つは、行政許可を実施する環節が多すぎ、手続が繁雑で、期間が長すぎ、「暗室での操作」であり、一般民衆が物事をなすことが難しい。4つは、重複許可で軽い監督管理もしくはただ許可するだけで監督管理をしない現象が比較的普遍的にあり、市場参入が非常にむつかしく、一旦参入すれば監督管理がない。5つは、ある行政機関は行政許可を権力を「さがし求める」ための1つの手段としている。少なからぬ企業、個人は行政許可を取得するために、利益を与え、関係に頼ることがさらに必要で、腐敗現象の蔓延を助長した。ある意味において、行政許可は腐敗の源の1つとなったと言える。6つは、行政機関が行政許可を実施するのに、ただ権限があるだけで、責任がなく、公開や有効な監督統制メカニズムが欠けている。現行の行政許可制度は一定程度すでに政府機能転換の障害となっている。党中央、国務院の配置に照して、各地方は相ついで行政審査許可制度の改革を展開し、行政審査許可の項目を取消し、行政審査許可手続を規律し、初歩的な成果を得て、一定の経験を積上げた。国務院の部門の行政審査許可制度の改革は正にしっかりと進行している。世界貿易機関の協定と我国の対外的承諾に照して、行政許可は透明と規範の方式で実施しなければならず、行政許可の条件と手続は貿易の制限に対して必要な限度を越えることはできず、中国の作業グループの報告書と貿易へのサービスに対する行政許可手続は9条の明確な要求を提出した。それ故に、行政許可法の制定は、行政審査許可制度改革の成果を強固にし、我国の対外的承諾を

履行し、行政管理体制改革をさらに推進し、源から腐敗を予防し治めることに重要な意義を有する。

全国人民代表大会常務委員会法制作業委員会は1996年から行政許可法の調査研究、起草作業に着手し、「行政許可法（徵求意見稿）」を形成した。第9期全国人代常務委員会は行政許可法を立法計画に組入れ、国務院が法律草案を提出することを確定した。これにより、国務院法制弁公室は徵求意見稿を基礎として、国務院部門行政審査許可事項を整理するのと結合し、2000年の初めから行政許可法の起草調査研究、専門家会議を開始し、その部門の法律起草と関係する主要問題において、地方人民政府、国務院の部門、専門学者の意見を集めた。この基礎の上で、「行政許可法（初稿）」を起草し、2001年7月、国務院の各部門、省級人民政府及び比較的大きな市の人民政府の法制作業機構及び全国人代常務委員会法制作業委等の組織及び専門学者の意見を集めて印刷して配布した。3つの座談会を開催し、国務院の1部の部門、いくつかの地方人民政府及び専門学者の意見を聴取した。数回国内外の専門家が参加する専門家会議を開催し、米国、ドイツ、日本等の国の行政許可制度を研究した。さらに南京、寧波、済南、成都等の4つの地方人民政府の関係部門に専門的に草案と関係する行政許可手続の規定に対して意見を提出するように求め、反復して研究し、修正し、「中華人民共和国行政許可法（草案）」を形成した（以下では簡単に草案と言う）。草案はすでに2002年6月19日国務院の第60回常務会議での討論で通過した。草案は全部で10章100条である。各方面で到達した共通意識によれば、草案が確立した行政許可制度は合法と合理、効果と民衆に便利、監督と責任の原則を體現した。ここでは草案の重要な問題において次のように説明する。

1. 本法の調整範囲に関して

草案の規定に照せば、本法が規範化する必要のある行政許可とは、行政機関が自然人、法人もしくは他の組織が提出する申請にもとづき、法による審査を経て、特定の活動をすることを許し、その資格資質を認可しもしくはその特定の主体の資格、特定の身分の行為を確立する行為を指す（第2条）。行政機関がその他の機関もしくは機関内部の人事、財務、外事等の事項の審査許可（行政機関内部行為）に対するさらに登記を経て特定の民事の権利義務関係、特定の事実を確認することに関しては、それぞれ関係法律、法規の規定に照して処理し、本法を適用しない（第3条）。

本法の行政許可の適用に対しては、草案は行政許可が設定及び実施の面で存在する突出した問題に的確に対応し、行政許可の設定権から、行政許可を設定する事項

さらに行政許可の実施手続、監督、責任等の面で明確で、具体的な規定を設けた。

2. 行政許可の設定権に関して

行政許可は重要な行政権限である。行政許可の設定は立法行為に属し、立法法が確定した立法体制と法による行政の要求に適合し、かなりの集中を達成しなければならない。権限から述べれば、原則として全国人代及びその常務委員会、国務院が行政許可を設定することができ、省、自治区、直轄市及び比較的大きな市の人代及びその常務委、人民政府が法定条件にもとづき行政許可を設定することができ、国務院の各省庁及びその他の国家機関は一律に行政許可を設定することはできない。形式から述べれば、行政許可設定の文書は公開したもので、規範的なもので、行政許可実施の機関、条件、手続及び期限に関する規定は明確で、具体的でなければならない。総括的に言えば、法律、行政法規及び国務院の普遍的な拘束力を有する決定のみが行政許可を設定でき、地方性法規及び地方政府の規則が法定の条件にもとづき行政許可を設定することができ、その他の規範的文書は一律に行政許可を設定することができない。このことから目下の行政許可設定の比較的混乱した問題に的確に対応するのに、草案は合法原則に照して、行政許可設定権に対して厳格に規定した。

1つは、法律は本法が規定する行政許可を設定することができる各種事項に対して行政許可を設定することができる。本法が行政許可を設定することができる規定する事項でまだ法律を制定してないときは、行政法規、国務院の普遍的拘束力を有する決定が行政許可を設定することができる。全国の統一制度及び中央の統一管理が必要な事項は、法律、行政法規のみが、行政許可を設定することができる(第22条)。

2つは、法律、行政法規のみが行政許可を設定することができる事項を除いて、法により行政許可を設定できる事項で、法律、行政法規、国務院の普遍的拘束力を有する決定が制定されてないときは、地方性法規、地方政府規則が行政許可を設定することができる(第24条)。

3つは、法律、法規、地方政府規則の間で、法律が行政許可を設定するときは、行政法規、国務院の普遍的拘束力をもつ決定、地方性法規、地方政府規則は、これに抵触することはできない。行政法規、国務院の普遍的拘束力を有する決定が行政許可を設定するときは、地方性法規、地方政府の規則はことに抵触することはできない。地方性法規が行政許可を設定するときは、地方政府規則はそれと抵触するこ

とはできない。(第23条, 第24条, 第25条)。

4つは, 法律, 行政法規, 国務院の普遍的拘束力を有する決定, 地方性法規, 地方政府規則以外は, 国務院の部門規則さらに法により規則制定権を有しない地方人民政府及び他の機関が制定する規範的文書は行政許可を制定することはできない(第27条)。

3. 行政許可を設定する事項に関して

現実の生活の中で, 行政管理を述べれば, 審査許可が必要だという, 1つの傾向が存在する。どの事情に行政許可を設定することがそもそも必要かということである。この問題に的確に対処するのに, 意見を徴収する過程においては, 草案がどの事項に行政許可を設定することが可能か, どの事項に行政許可を設定することが不可能かに対して, 明確な規定をおくことが必要だ, と普遍的に考えられた。我国の経済体制が軌道転換期であり, 政府の機能の転換が完全に配置に至っていないことを考慮すれば, さらなる改革に余地を留保するため, この問題をあまりに具体的に規定することはよろしくなく, そのことで遺漏のはなはだしいことをまぬがれる。このことにより, 草案は行政許可を設定できる事項に原則規定をおいた。主として, 国家の安全, 経済の安全, 公共の利益及び人身の健康, 生命, 財産, 安全に直接関係する事項; 有限の自然資源の開発利用, 有限の公共資源の配置の事項; 事後補償救済を通じては影響を消滅させるのが難しいか回復するのが難しい重大な損害の他の事項。これらの事項及び中国政府が締結するか参加する国際条約が設立を要求する行政許可の事項を除いて, 他の事項は行政許可を設定することはできない(第13条)。同時に, 行政許可の設定はさらに合理性の原則を堅持することが必要で, 行政許可を設定できる事項は, すべて行政許可を設定することを要するというところもない。このことから, 草案は, およそ市場メカニズムで解決できる問題は, 市場メカニズムで解決しなければならず, 市場メカニズムで解決のむつかしく, 規範し, 公正な仲介機構を通して自律的に解決できる問題は, 仲介機構を通して自律的に解決しなければならない。市場メカニズム, 仲介機構の自律解決ができず, 政府が管理することが必要な問題は, まず事後監督を通して解決するよう考慮することが必要である。(第14条)。

4. 行政許可の分類に関して

現行の法律, 法規が規定する行政許可は審査許可(「審批」), 審議(「審核」), 承

認（「批准」）、認可、同意、登記等の異なる形式、異なる部門、異なる行政管理事項に関係するものを含む。分析によれば、異なる種類の行政許可は、その性質、機能、適用条件及び手続がきわめて違っている。例えば、国有地の売出しの審査許可は、入札と競売を行わなければならない。工商登記は入札、競売の方法がない。さらに例えば、弁護士の資格の取得は、試験が必要である。集会行進デモの許可は試験によって取得することはできない。それ故、行政許可に対して規範を加え、行政許可の実施に対する監督を強化するため、草案は海外で通用する方法を参考として、性質、機能、適用事項が異なることを根拠に、行政処分を以下の5種類に分ける、

1つは、普通許可である。普通許可は行政機関が自然人、法人もしくは他の組織が特定の活動を行う条件を備えるか否かを確認することによる。それは最も広範に運用する種類の行政許可で、国家の安全、経済の安全、公共の利益、人身の健康、生命財産の安全に直接に関係する事項に適用する（第17条）。普通許可の機能は主として危険防止、安全保障であり、一般に数量の規制はない。

2つは、特許である。特許は行政機関が国家を代表して許可を受ける者にある種の権利を授与するもので、主として有限な自然資源の開発利用、有限な公共資源の配置、直接に公共利益に関係する独占的企業の市場参入等に適用する（第18条）。海域使用許可、無線周波数許可は典型的な特許である。特許の機能は主として稀少資源の分配で、一般的に数量の規制がある。

3つは、認可である。認可は行政機関が申請人が特定の機能を備えるか否かに対する認定で、主として公衆に提供するサービスに適用し、公共の利益に直接に関係しそして特殊の信用名誉、特殊条件もしくは特殊技能の資格、資質を備えることを要求する（第19条）。認可の主要な機能は就業水準もしくはある技能、信用名誉を高めることで、数量の制限はない。

4つは、核準（審査の上の許可）である。核準は行政機関によるある事項で特定の技術水準に達したか否かに対する経済技術規範の判断、確定であり、主として公共の安全、人身の健康、生命財産の安全に直接関係する重要な設備施設の設計、建造、とりつけ及び使用、人身の健康、生命財産の安全に直接関係する特定産品、物品の検査、検疫に適用する（第20条）。核準の機能は危険防止、安全保障のためでもあり、数量の規制はない。

5は登記である。登記は行政機関が個人、企業もしくは他の組織の特定の主体の資格を確立するものである（第21条）。登記の機能は主として申請人の市場主体の資格を確立するもので、数量の規制はない。

5. 行政許可の手続

行政許可手続は行政許可行為を規範し、権力の濫用を防止し、権限の正確な行使を保障する重要な節で、具体的な規定をおくことが必要である。

効果及び民に便利の原則に照して、草案は、成功した実践経験を総括し、外国で通用する方法を参考として、行政機関及び庶民の両方から行政許可を実施することの一般手続で規定をおいた、(1) 省級人民政府は国务院の承認を経て、いくつかの行政機関が行使する行政許可権を集中することができる(第34条)。1つの行政機関が行政許可を実施するのに機関内部のいくつかの節々に関係するときは、対外的に「1つの窓口」が担当しなければならない(第35条)。(3) 法によりいくつかの省庁がいくつかの道筋で許可をするときは、1つの省庁が牽引して他の関係省庁の意見を集めた後に統一して処理すること、もしくは連合しての処理、集中しての処理を実行し、できるだけ「多くの者が審査許可する」ことを減少させることができる(第36条)。(4) 行政機関は行政許可事項に関する規定で処理する場所を公示し、「暗ヤミ操作」を防止しなければならない(第38条)。(5) 行政許可の決定をする前に、行政機関は意見を聴取しなければならない、行政許可しないときは、理由を説明しなければならない(第46条、第48条)。

庶民の便利のために、草案は実践経験を総括し、行政許可の申請は郵送、ファックス等の書面の形式で提出することができ、委託代理人も提出することができ、すべて自ら行政機関に出向いて処理する必要はない、と規定する(第39条)。行政許可の決定はできるだけその場で受理し、その場で決定し、その場で決定することが不可能なときは、受理証明書を交付し、さらに原則上30日以内に決定を行わなければならない(第49条)。

草案は各種の行政許可の特徴に的確に対応し異なる特別手続を規定した、主として、(1) 普通許可事項で、行政機関は申請人の申請材料の実体内容に対し審査を行い、ある物は実施調査を行うことも必要である。申請人の申請が法定条件に適合するときは、行政機関は行政許可しなければならない(第44条、第47条)。(2) 特許事項で、行政機関は入札、競売等の公平競争の方式で特許するか否かを決定しなければならない(第58条)。(3) 認可事項で、行政機関は試験、審査方式を通して認可するか否かを決定しなければならない(第62条、第64条)。(4) 核準事項で、行政機関は一般に実地に検測、検収することが必要である(第67条)。(5) 登記事項で、行政機関は一般に登記を申請する材料に対して形式的審査のみを行い、申請

人は申請の材料の真実性に対して責任を負う (第70条, 第71条)。

6. 監督と責任に関して

現実の生活において、行政機関が許可を重視し、監督を軽視するもしくはただ許可だけして、監督しない現象が比較的一般的である。行政機関が行政許可を実施するのに、往往にしてただ権限だけを有し、責任を有しないか、公開、有効な監督の統制メカニズムを欠いている。この問題を解決するために、草案は監督を強化し、厳格な責任を明確に規定する。

行政許可の監督を実施することに関して、草案は次のように規定する、(1) 行政機関は許可される者が法により行政許可事項を行うか否かの活動を監督検査し、監督検査状況を詳細に記録し、さらに公衆の閲覧を受けなければならない (第73条)。(2) 行政機関が監督責任を履行するのに便利のように、行政機関が抽出検査、検測、検査及び実地検査をする権限を賦与する (第75条)。(3) 監督の力量を高めるために、行政機関は措置をとり、通報を通して、提訴の方法で監督を実施しなければならない (第77条)。実践の中で存在する行政機関が行政許可を取消す条件が不明確で、責任が不明で、自由性がかなり大きい問題に的確に対処するのに、草案はすでに強化した行政機関の監督職権、さらに庶民の合法権益の保護の原則、外国で通用する方法に照して、次のように明確に規定する、監督検査中で行政許可決定が誤りであることが明らかとなれば、行政機関は法により取消す。行政許可の取消しが許可を受けた者の財産に損失を与えたときは、行政機関の過失が原因の場合は、行政機関は法により賠償しなければならない。許可を受ける者の過失に原因がある場合は、行政機関は賠償しないだけでなく、許可を受ける者が行政許可にもとづき得た利益も保護しない (第82条, 第83条)。

草案は違法に行政許可を設定もしくは実施したことに対して、自然人、法人もしくは他の組織が行政許可を経なければならない活動をかってに行ったときは、すべて、明確に、具体的な法的責任を規定する、それらは主として、行政機関が法により許可すべきときに許可しない、許可する必要のないときに許可を与える、法による監督責任を履行しないかもしくは監督が弱いときは、直接に責任を負う主管の職員及び他の直接の責任者は相応の法的責任を担うことが必要で、行政処分に処すべきときは法により行政処分を課し、刑事責任を追及すべきときは相応の刑事責任を追及する (第88条, 第91条, 第92条)。行政許可を経ずに、かってに法により行政許可を取得すべき活動を行うときは、行政機関が取締り、法により処罰する。刑事

法律に触れるときは、刑事責任を追及する（第96条）。

この他に、源から腐敗を予防し始めるために、草案は行政許可の費用徴収に対して規範をおいた、行政機関は行政許可の実施に原則として料金を徴収することはできない、と規定する。各国が通用させる方法に照し徴収することが必要な料金は、法律、行政法規で、明確に料金徴収基準を規定し、厳格に収支の2本の縦糸を実行する（第85条、第86条）。

「中華人民共和国行政許可法（草案）」と以上の説明が妥当か否か、審議ねがいます。^①

①法律の説明中における条文の数字は、草案10章100ヶ条における条文の数であり、成立した行政許可法は8章83ヶ条であり、成立した法律との条文の数字とは一致していないことに注意。特に4の行政許可の分類に関する条文（p.138, 139）5の行政許可の手續に関する条文の数字（p.140）などは、最終の成立した許可法には存在しない。（訳者、注）

中華人民共和国行政許可法

（2003年8月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第4回会議通過）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 行政許可の設定
- 第3章 行政許可の実施機関
- 第4章 行政許可の実施手続
 - 第1節 申請と受理
 - 第2節 審査と決定
 - 第3節 期限
 - 第4節 聴聞
 - 第5節 変更と延期継続
 - 第6節 特別規定
- 第5章 行政許可の費用
- 第6章 監督検査
- 第7章 法的責任
- 第8章 附則

第1章 総則

§ 1 行政許可の設定及び実施を規範化し、国民、法人及び他の組織の合法權益を保護し、公共の利益と社会秩序を維持し、行政機関が行政管理を有効に実施することを保障及び監督するために、憲法にもとづき、本法を制定する。

§ 2 本法が言う行政許可とは、行政機関が国民、法人もしくは他の組織の申請にもとづき、法による審査を経て、特定の活動をすることを許す行為、を指す。

§ 3 行政許可の設定及実施に、本法を適用する。

行政機関のその他の機関に対するもしくはその直接に管理する事業組織の人事、

財務、外事等の事項に対する審査許可に関することは、本法を適用しない。

§ 4 行政許可の設定及び実施は、法定の権限、範囲、条件及び手続にもとづかなければならない。

§ 5 行政許可の設定及び実施は、公開、公平、公正の原則を遵守しなければならない。

行政許可に関する規定は公布しなければならない、公布を経ていないときは、行政許可実施の根拠とすることはできない。行政許可の実施と結果は、国家秘密、商業秘密もしくは個人のプライバシーに及ぶもの以外は、公開しなければならない。

法定条件、基準に適合するときは、申請人は法により行政許可を取得する平等の権利を有し、行政機関は偏見をもってはならない。

§ 6 行政許可の実施は、民に便利の原則を遵守し、仕事の効率を高め、上質のサービスを提供しなければならない。

§ 7 国民、法人もしくは他の組織は行政機関が行政許可を実施するのに対して陳述権：弁明権を有する、法により行政不服申立てを申請しもしくは行政訴訟を提起する権利を有する、その合法権益が行政機関が違法に行政許可を実施することが原因で損害を受けたときは、法により賠償を要求する権利を有する。

§ 8 国民、法人もしくは他の組織が法により取得した行政許可は法律の保護を受け、行政機関はかつてにすでに効力を生じた行政許可を変えることはできない。行政許可の決定が依拠する法律、法規、規則が修正もしくは廃止され、又は行政許可が許容した客観情況が重大な変化をしたときは、公共の利益の必要のために、行政機関は法によりすでに効力を生じた行政許可を変更もしくは撤回することができる。このことで国民、法人もしくは他の組織に財産の損失をもたらしたときは、行政機関は法により補償しなければならない。

§ 9 法により取得した行政許可は、法律、法規が法定条件及び手続に照して譲渡できると規定するときを除いては、譲渡することはできない。

§ 10 県級以上の人民政府は健全に行政機関が行政許可を実施する監督制度を設立し、行政許可の監督検査を強化しなければならない。

行政機関は国民、法人もしくは他の組織が行政許可の事項の活動を行うことに対して有効な監督を実施しなければならない。

第2章 行政許可の設定

§ 11 行政許可の設定は、経済と社会、発展規律を遵守し、国民、法人もしくは他の組織の積極性、主導性を発揮するのに有利で、公共の利益や社会秩序を維持し、経済、社会及び生態環境の協調発展を促進しなければならない。

§ 12 次に列挙する事項は行政許可を設定することができる、

- (1) 国家の安全、公共の安全、経済のマクロ調整、生態環境保護に直接関連し、さらに人身健康、生命財産安全等特定の活動に直接に関係し、法定の条件に照して承認が必要な事項、
- (2) 有限な自然資源の開発利用、公共資源の配置さらに公共の利益と直接に関係する特定の業界の市場参入等、特定の権利を賦与することが必要な事業、
- (3) 公衆にサービスを提供しさらに公共の利益に直接に関係する職業、業界で、特殊の信用名誉、特殊条件もしくは特殊技能等の資格、資質を備えていることを確定することが必要な事項、
- (4) 公共の安全、人身健康、生命財産安全と直接関係する重要な設備、施設、産品、物品で技術基準、技術規範に照して検査、検測、検疫等の方式を通して審査し決めることが必要な事項、
- (5) 企業もしくは他の組織の設立等、主体の資格の確定が必要な事項、
- (6) 法律、行政法規が行政許可を設定できると規定する他の事項。

§ 13 本法第12条が列挙する事項は、次に列挙する方式で規定することができるときは、行政許可を設けないことができる、

- (1) 国民、法人もしくは他の組織が自主的に決定することができるとき、
- (2) 市場競争メカニズムが有効に調節できるとき、

- (3) 業界組織もしくは仲介機構が自律的に管理できるとき、
- (4) 行政機関が事後監督を採用する等他の行政管理方式で解決できるとき。

§ 14 本法第12条が列挙する事項は、法律が行政許可を設定することができる。法律を制定してないときは、行政法規が行政許可を設定することができる。

必要な時は、国務院が決定を發布する方式を採用して行政許可を設定することができる。

実施後、臨時的な行政許可事項以外は、国務院はすみやかに全国人民代表大会及びその常務委員会に提出し法律を制定するよう要請するか、もしくは自ら行政法規を制定しなければならない。

§ 15 本法第12条が列挙する事項は、法律、行政法規を制定してないときは、地方性法規が行政許可を設定することができる、法律、行政法規、地方性法規を制定してないときで、行政管理の必要により、ただちに行政許可を実施することが確実に必要なときは、省、自治区、直轄市人民政府規則は臨時的な行政許可を設定することができる。臨時的な行政許可を実施して満1年で実施を継続することが必要なときは、同級の人民代表大会及びその常務委員会に提出し地方性法規を制定することを要請しなければならない。

地方性法規及び省、自治区、直轄市人民政府規則は、国家が国民、法人もしくは他の組織の資格、資質を統一して確定すべき行政許可を設定することはできない、企業もしくは他の組織の設立登記及びその前置の行政許可を設定することはできない。その設定する行政許可は、他の地区の個人もしくは企業が同地で生産経営及びサービスを提供することを行うことを制限することはできず、他の地区の商品が同地区の市場に入ることを制限することができない。

§ 16 行政法規は法律が設定する行政許可事項の範囲内で、その行政許可の実施で具体的に設定することができる。

地方性法規は法律、行政法規が設定する行政許可事項の範囲内で、その行政許可の実施について具体的に規定することができる。

規則は上位法が設定する行政許可の範囲内で、その行政許可の実施について具体的に規定することができる。

法規、規則は上位法が設定する行政許可の実施で設ける具体的規定は、行政許可

を増設することはできない、行政許可の条件で設ける具体的規定は、上位法の他の条件に違反するものを増設することはできない。

§ 17 本法第14条、第15条が規定する以外は、その他の規範性文書は一律に行政許可を設定することはできない。

§ 18 行政許可の設定は、行政許可の実施機関、条件、手続、期限を規定しなければならない。

§ 19 法律草案、法規草案及び省、自治区、直轄市人民政府規則草案を起草し、行政許可を設定しようとするときは、起草組織は公聴会、専門家会議（「論証会」）等の形式をとって意見を聴取し、さらに制定機関に対してその行政許可設定の必要性、経済や社会に対して生ずる影響さらに聴取し採用した意見の状況を説明しなければならない。

§ 20 行政許可を設定する機関は定期的に設定する行政許可に評価を行わなければならない。すでに設定した行政許可に対して、本法第13条がすでに列挙した方式により解決できるときは、その行政許可を設定した規定をすみやかに修正もしくは廃止しなければならない。

行政許可の実施機関はすでに設定した行政許可の実施情况及び存在の必要性を適時に評価し、さらに意見をその行政許可の設定機関に報告することができる。

国民、法人もしくは他の組織は行政許可の設定機関及び実施機関に行政許可の設定及び実施で意見及び提案を提出することができる。

§ 21 省、自治区、直轄市人民政府は行政法規が設定する経済事務に関する行政許可に対して、同行政区域の経済及び社会発展の状況にもとづき、本法第13条が列挙する方式で解決できると考えるときは、国务院に報告し承認を得た後に、同行政区域内でその行政許可の実施を停止することができる。

第3章 行政許可の実施機関

§ 22 行政許可は行政許可の権限を有する行政機関がその法定職権の範囲内で実施する。

§ 23 法律、法規が授権する公共事務を管理する機能を有する組織は、法定の授権の範囲内で、自己の名義で行政許可を実施する。授権された組織は本法の行政機関に關係する規定を適用する。

§ 24 行政機関は法定の職権の範囲内で、法律、法規、規則の規定に照して、他の行政機関に行政許可を実施することを委託することができる。受託機関は委託機関及び受託して許可を実施する内容を公告しなければならない。

委託行政機関は受託行政機関が行政許可を実施する行為に監督の責任を負い、さらにその行為の効果に法的責任を負わなければならない。

受託行政機関はその委託の範囲内で、委託行政機関の名義で行政許可を実施する、その他の組織もしくは個人が行政許可を実施するよう再委任することはできない。

§ 25 国务院の承認を経て、省、自治区、直轄市人民政府は簡素、統一、効果の原則にもとづき、1つの行政機関が行政機関に関する行政許可権を行使することを決定することができる。

§ 26 行政許可が行政機関内に設けた多くの機構で処理することが必要なときは、その行政機関は1つの機構が統一して行政許可の申請を受理し、統一して行政許可の決定を送達するよう確定しなければならない。

行政許可が法により地方人民政府の2つ以上の部門が別々に実施するときは、同級人民政府は1部門が行政許可の申請を受理しさらに關係部門に転送しそれらがそれぞれ意見を提出した後に統一して処理する、もしくは組織の關係部門が連合して処理し、集中的に処理することができる。

§ 27 行政機関が行政許可を実施するのに、申請者に指定商品を購入、提出するよう、有償のサービスを受ける等の不当な要求をすることはできない。

行政機関の職員が行政許可を処理するのに、申請者の財物を得ることをこころみもしくは受取り、その他の利益を得るようはかることはできない。

§ 28 公共の安全、人身健康、生命財産安全の設備、施設、産品、物品の検査、検測、検疫に直接に関係するものに、法律、行政法規を行政機関が実施すると規定するとき以外は、一步一步法定条件に適合する専門の技術組織が実施しなければならない。専門の技術組織、職員はその検査、検測、検疫の結論に法的責任を負う。

第4章 行政許可の実施手続

第1節 申請と受理

§ 29 国民、法人もしくは他の組織が特定の活動を行うのに、法により行政許可を取得することが必要なときは、行政機関に申請を提出しなければならない。申請書が様式本文を採用する必要があるときは、行政機関は申請者に行政許可申請書の様式本文を提供しなければならない。申請書様式本文中には行政許可の申請事項と直接関係のない内容を含むことはできない。

申請者は代理人に行政許可申請を提出することを委託することができる。ただし、法により申請者が行政機関の事務所に来て行政許可の申請を提出しなければならないときを除外する。

行政許可の申請は信書、電報、ファックス、eメール等の方式で提出することができる。

§ 30 行政機関は法律、法規、規則が規定する行政許可に関する事項、根拠、条件、数量、手続、期限さらに提出の必要なすべての資料の目録及び申請模範本文等を事務所に公示しなければならない。

申請者が行政機関に公示内容を説明、解釈することを要求したときは、行政機関は説明、解釈し、確実に信頼できる情報を提供しなければならない。

§ 31 申請者が行政許可を申請するのに、事実にもとづいて行政機関に関係資料を提供し真実の状況を反映し、さらにその申請資料の実質内容の真実性に対して責任を負わなければならない。行政機関は申請者に申請する行政許可の事項と無関係な技術資料や他の資料を提出することを要求することはできない。

§ 32 行政機関は申請者の提出する行政許可の申請に対して、次に列挙する情況にもとづきそれぞれ処理しなければならない、

(1) 申請事項が法により行政許可を取得する必要がないときは、すぐさま申請者に受理しないことを告げなければならない、

(2) 申請事項が法により同行政機関の職権の範囲内に属しないときは、すぐさま受理しない決定を行い、さらに申請者に関係行政機関に申請するよう告知しなければならない。

(3) 申請の資料にその場で更正できる誤りが存在するときは、申請人にその場で更正することを許さなければならない。

(4) 申請の資料がそろっていないか法定形式に適合していないときは、行政機関はその場でもしくは5日以内に1度申請人に補正が必要なすべての内容を告知しなければならない、期限が過ぎても告知しないときは、申請資料を受取った日を受理としなければならない、

(5) 申請事項が同機関の職権の範囲内に属し、申請の資料がそろっており、法定の形式に適合するとき、もしくは申請者が同行政機関の要求に照してすべて補正した申請資料を提出したときは、行政許可申請を受理しなければならない。

行政機関の行政許可の受理もしくは不受理は、同行政機関の専用印鑑を押しさらに日付を明記した証明書を発行しなければならない。

§ 33 行政機関は関係制度を設立し、改善し、電子政府を推進し、行政機関のホームページ上に行政許可事項を公布し、申請人が電子メールの方式で行政許可申請を提出するよう便宜を与えなければならない、他の行政機関と行政許可情報を共有し、処理効率を高めなければならない。

第2節 審査と決定

§ 34 行政機関は申請者が提出した申請資料に対して審査を行わなければならない。申請者が提出した申請資料がそろっていて、法定の形式に適合し、行政機関がその場で決定することができるときは、その場で書面の行政許可決定をしなければならない。

法定条件及び手続にもとづき、申請資料の実質内容に審査を行うことが必要など

きは、行政機関は2名以上の職員を派遣して詳細に審査しなければならない。

§ 35 法により先に下級行政機関の審査を経た後に上級機関に報告し決定する行政許可は、下級行政機関が法定期限内に初歩審査を行い、意見及び審査資料全部を上級行政機関に直接報告、送付しなければならない。上級行政機関は申請者に重複して資料を提供するよう要求することはできない。

§ 36 行政機関は行政許可の申請に審査を行う時で、許可事項が他人の重大利益に直接関係することが明らかとなったときは、その利害関係人に告知しなければならない。申請者、利害関係人は陳述及び弁明する権利を有する。行政機関は申請者、利害関係人の意見を聴取しなければならない。

§ 37 行政機関は行政許可申請に対して審査を行った後、その場で行政許可決定をする以外は、法定期限内に規定の手續に照して行政許可決定をしなければならない。

§ 38 申請者の申請が法定条件、基準に適合するときは、行政機関は法により行政許可を許す書面決定をしなければならない。

行政機関は法により行政許可をしない書面決定をするときは、理由を説明し、さらに申請者が法により行政不服申立てを申請するかもしくは行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。

§ 39 行政機関が行政許可の決定を許すのに、行政許可証の発行を必要とするときは、申請者に同行政機関の印章を押した次に列挙する行政許可証を発行しなければならない、

- (1) 許可証、鑑札もしくは他の許可証書、
- (2) 資格書、資質証もしくは他の合格証書、
- (3) 行政機関の承認文書もしくは証明文書、
- (4) 法律、法規が規定する他の行政許可証書。

行政機関が検査、検測、検疫を実施するとき、検査、検測、検疫に合格した設備、施設、産品、物品上にラベルを貼りもしくは検査、検測、検疫の印章を押すことができる。

§ 40 行政機関が行う行政許可を許す決定は、公開しなければならない、公衆が閲覧する権利をもつ。

§ 41 法律、行政法規が設定する行政許可が、その適用範囲が法により地域制限がないときは、申請者が取得した行政許可は全国の範囲で有効である。

第3節 期限

§ 42 その場で行政許可の決定を行うことができる以外は、行政機関は行政許可の申請を受理した日から20日以内に行政許可の決定をしなければならない。20日以内に決定を行うことができないときは、同行政機関の責任者の承認を経て、10日延長することができ、さらに期限延長の理由を申請者に告知しなければならない。ただし、法律、法規が別の規定を有するときは、その規定に従う。

本法第26条の規定に照して、行政許可が統一処理もしくは連合処理、集中処理を採用するときは、処理の時間は45日を超えることはできない。45日以内に処理を終えることができないときは、同級の人民政府の責任者の承認を経て、15日延長することができ、さらに期限延長の理由を申請人に告知しなければならない。

§ 43 法により先に下級行政機関の審査を経た後上級行政機関に報告して決定してもらう行政許可は、下級行政機関が行政許可申請を受理した日から20日以内に審査を完了しなければならない、ただし、法律、規則が別の規定を有するときは、その規定に従う。

§ 44 行政機関が行政許可を許す決定をすれば、決定を行った日から10日以内に申請者に行政許可証書を発行、送達し、もしくはステッカーを貼り、検査、検測、検疫の印章を押さなければならない。

§ 45 行政機関が行政許可決定をするのに、法により聴聞、入札、競売、検査、検測、検疫、鑑定及び専門家の評価が必要なときは、必要な時間は本節が規定する期限の内には計算しない。行政機関は必要な時間を書面で申請人に告知しなければならない。

第4節 聴聞

§ 46 法律、法規、規則が行政許可の実施は聴聞の事項と規定するか、もしくは行政機関が聴聞が必要と考える他の公共の利益と関係する重大な行政許可事項は、行政機関は社会に向けて公告し、さらに聴聞を開催しなければならない。

§ 47 行政許可が申請者と他人の間の重大利益に関係するときは、行政機関は行政許可の決定を行う前に、申請者、利害関係人に聴聞を要求する権利があることを告知しなければならない。申請者、利害関係人が聴聞の権利を告知されてから5日以内に聴聞の申請を提出したときは、行政機関は20日以内に聴聞を組織しなければならない。

申請者もしくは利害関係人は行政機関が組織する聴聞の費用を負担しない。

§ 48 聴聞は次に列挙する手続に照して行う、

- （1）行政機関は聴聞を開催する7日前に聴聞を開催する時間、場所を申請者、利害関係人に通知し、必要な時は公示しなければならない、
- （2）聴聞は公開で行わなければならない、
- （3）行政機関はその行政許可申請を審査した職員以外の職員を聴聞主催者に指定しなければならない、申請者及び利害関係人が主催者とその行政許可事項が直接の利害関係があると考えるときは、回避を請求する権利を有する、
- （4）聴聞を開催する時、その行政許可申請を審査する職員は意見審査の証拠、理由を提供しなければならない、申請者、利害関係人は証拠を提出し、弁明及び質議を行うことができる、
- （5）聴聞は記録を作らなければならない、聴聞記録は聴聞参加者に誤りのないことを確認させた後に署名もしくは押印させなければならない。

行政機関は聴聞記録にもとづき、行政許可決定を行わなければならない。

第5節 変更と延長継続

§ 49 許可された者が行政許可事項の変更を要求するときは、行政許可決定を行った行政機関に申請を提出しなければならない、法定条件、基準に適合するときは、行政機関は法により変更手続を行わなければならない。

§ 50 許可された者が法により取得した行政許可の有効期間を延長することが必要なときは、その行政許可の有効期間が満期となる30日前に行政許可決定を行う行政機関に申請を提出しなければならない。ただし法律、法規、規則が別の規定を有するときは、その規定に従う。

行政機関は許可された者の申請にもとづき、その行政許可の有効期間の満期前に延長を許すか否かの決定を行わなければならない、期間が過ぎても決定しないときは、延長を許したと見なす。

第6節 特別規定

§ 51 行政許可を実施する手続は、本節が規定を有するときは、本節の規定を適用する。本節に規定がないときは、本章の他の関係規定を適用する。

§ 52 国務院が実施する行政許可の手続は、法律、行政法規に關係する規定を適用する。

§ 53 本法第12条第2項が列挙する事項の行政許可を実施するときは、行政機関は入札、競売等公平な競争の方式を通して決定しなければならない。ただし、法律、行政法規が別の規定を有するときは、その規定に従う。

行政機関が入札、競売等の方式を通して行政許可の決定を行う具体的手続は、関係法律、行政法規の規定に照して行う。

行政機関は入札、競売手続に照して落札人、買受人を確定した後に、行政許可を許す決定を行い、さらに法により落札人、買受人に行政許可証書を発行しなければならない。

行政機関が本条の規定に違反して、入札、競売方式を採用しないか、もしくは入札、競売手続に違反し、申請者の合法權益に損害を与えたときは、申請者は法により行政不服申立てを申請するかもしくは行政訴訟を提起することができる。

§ 54 本法第12条第3項が列挙する事項の行政許可を実施するのに、国民に特定の資格を賦与するので、法により国家試験を行わなければならないときは、行政機関は試験の成績及び他の法定条件にもとづき行政許可の決定を行う、法人もしくは他の組織に特定の資格、資質を賦与するときは、行政機関は申請者の專業職員

の構成、技術条件、経營業績及び管理水準等の審査の結果にもとづき行政許可決定を行う。ただし、法律、行政法規が別の規定を有するときは、その規定に従う。国民の特定の資格の試験を法により行政機関もしくは業界組織が実施するのに、公開で行う。行政機関もしくは業界組織は事前に資格試験の申込条件、出願方法、試験科目さらに試験大綱を公布しなければならない。ただし強制的な資格試験の事前研修を組織することはできず、教材もしくは他の補助教材を指定することはできない。

§ 55 本法第12条第4項が列挙する事項の行政許可のときは、技術基準、技術規範に照して法により検査、検測、検疫しなければならない。行政機関は検査、検測、検疫の結果にもとづき行政許可を出さなければならない。

行政機関は検査、検測、検疫を実施するのに、申請を受理した日から5日以内に2名以上の職員を派遣し、技術基準、技術規範に照して検査、検測、検疫を実施しなければならない。検査、検測、検疫の結果にさらに技術分析を行う必要がなく、すぐ設備、施設、産品、物品が技術基準、技術規範に適合するか否か認定できるときは、行政機関はその場で行政許可決定を行わなければならない。

行政機関は検査、検測、検疫の結果にもとづき、行政許可しない決定をするときは、行政許可しない根拠の技術基準、技術規範を書面で説明しなければならない。

§ 56 本法第12条第5項が列挙する事項の行政許可の実施で、申請者が提出する申請資料がそろっており、法定の形式に適合するときは、行政機関はその場で登記しなければならない。申請資料の実質内容を審査することが必要なときは、行政機関は本法第34条第3項の規定に照して処理する。

§ 57 数量に制限のある行政許可で、2者もしくは2者以上の申請者の申請がみな法定条件、基準に適合するとき、行政機関は行政許可申請の受理の前後順序にもとづき行政許可を認める決定をしなければならない。ただし、法律、行政法規が別の規定を有するときは、その規定に従う。

第5章 行政許可の費用

§ 58 行政機関は行政許可の実施及び行政許可事項に監督検査を行うのに、いかなる費用をも徴収することができない。ただし、法律、法規が別の規定を有するときは、その規定に従う。

行政機関は行政許可申請書の様式本文を提供するのに、費用徴収できない。

行政機関は行政許可実施に必要な経費は同行政機関の予算に組入れ、同級財政が保障しなければならず、承認した予算に照し支出する。

§ 59 行政機関が行政許可を実施するのに、法律、行政法規に照して費用徴収するときは、公布した法定の項目と基準に照して費用徴収しなければならない。徴収した費用はすべて国庫に上納し、いかなる機関及び個人もいかなる形式でもおさえ留め（「截留」）、流用し、自分のものとするか自分のものに変えることはできない。財政部門はいかなる形式でも行政機関に行政許可実施で徴収した費用を返還もしくは返還に変えることはできない。

第6章 監督検査

§ 60 上級機関は下級機関の行政許可実施の監督検査を強化し、すみやかに行政許可実施中の違法行為を糾さなければならない。

§ 61 行政機関は健全な監督制度を設け、許可される者が行政許可事項を行う活動状況を反映する関係資料の審査を通して、監督責任を履行する。

行政機関は法により許可を受けた者が行政許可事項を行う活動に対して監督検査を行う時は、監督検査の状況及び処理結果を記録し、監督検査の職員は署名した後には保存しなければならない。公衆は行政機関の監督検査記録を閲覧する権利を有する。

行政機関は条件を作って、許可された者と、他の行政機関の計算機の档案系統が互いに連絡し、許可された者が行政許可事項を行う活動状況を審査しなければならない。

§ 62 行政機関は許可された者が生産、経営する製品に法により抜取り検査、検側を行い、その生産経営の場所に対して法により実地検査を行うことができる。検

査の時、行政機関は法により許可された者に関係材料の閲覧と報告送付することを要求することができる、許可された者は事実にもとづき関係状況と材料を提供しなければならない。

行政機関は法律、法規の規定にもとづき、公共の安全、人身健康、生命財産安全と直接関係する重要設備、施設に対して定期的な検査を行う。検査に合格したときは、行政機関は相応の証明文書を発行しなければならない。

§ 63 行政機関の実施する監督検査は、許可された者の正常な生産経営活動を妨害することはできず、許可された者の財物を取りたてもしくは受取ることはできず、その他の利益を手に入れることもできない。

§ 64 許可された者が行政許可の決定を行う行政機関の管轄区域外で違法に行政許可事項の活動を行うときは、違法行為発生地行政機関は許可された者の違法事実、処理結果の写しを行政許可決定をした行政機関に告げなければならない。

§ 65 個人及び組織は違法に行政許可事項を行う活動を発見すれば、行政機関に通報する権利を有する、行政機関はすみやかに調査し、処理しなければならない。

§ 66 許可された者が法による有限な自然資源の開発利用義務を履行しないかもしくは法による公共資源を利用する義務を履行しないときは、行政機関は期限の改正を命じなければならない、許可された者は規定の期限内に改正しないときは、行政機関は関係法律、行政法規の規定に照して処理しなければならない。

§ 67 公共の利益に直接関係する特定の業界の市場に参入する行政許可を取得した許可された者は、国家が規定するサービス基準、料金基準及び行政機関が法により規定する条件に照して、利用者に安全、便利、安定及び合理的価格のサービスを提供し、さらに一般的にサービスする義務を履行しなければならない、行政許可決定を行う行政機関の承認を経ているなければ、かつてに停業、休業することはできない。許可を受けた者が前項が規定する義務を履行しないときは、行政機関は期限の改正を命ずるか、もしくは法により有効な措置を取ってその義務の履行を督促しなければならない。

§ 68 公共の安全、人身健康、生命財産安全と直接関係する重要な設備、施設に対しては、行政機関は設計、建造、取付け及び使用組織に相応の自主検査制度を設けるよう督促しなければならない。

行政機関は監督検査の時に、公共の安全、人身健康、生命財産安全に直接関係する重要設備、施設に安全の隠れた欠陥が存在することを発見したときは、建造、取付け及び使用の停止を命じ、さらに設計、建造、取付け及び使用組織をただちに改めるよう命じなければならない。

§ 69 次に列挙する場合のいずれかのとき、行政許可設定を行う行政機関もしくはその上級行政機関は、利害関係人の請求にもとづきもしくは職権により、行政許可を取消することができる、

- (1) 行政機関の職員が職権を濫用し、職責を軽視し行政許可を許す決定を行うとき、
- (2) 法定の職権を踰越して行政許可を許す決定を行うとき、
- (3) 法定手続に違反して行政許可を許す決定を行うとき、
- (4) 申請の資格を備えないかもしくは行政許可条件に適合しない申請者に対して行政許可を認めるとき、
- (5) 法により行政許可を取消することのできる他の場合。

許可を受けた者が欺瞞、賄賂等の不正な手段で行政許可を取得したときは、取消さなければならない。

前2項の規定に照して行政許可を取消すと、公共の利益に重大な損害を与え得るときは、取消さない。

本法第1項の規定に照して行政許可を取消すと、許可された者の合法權益が損害を受けるときは、行政機関は法により賠償しなければならない。本法第2項の規定に照らし行政許可を取消ときは、許可を受けた者は行政許可にもとづき取得した利益は保護を受けない。

§ 70 次に列挙する場合のいずれかのときは、行政機関は法により行政許可に関する取消手続を行わなければならない、

- (1) 行政許可の有効期間が満期となり延長してないとき、
- (2) 国民に特定資格を賦与する行政許可で、その国民が死亡したかもしくは行為能力を喪失したとき、

- （3）法人もしくは他の組織が法により終了したとき、
- （4）行政許可が法により取消、撤回され、もしくは行政許可証書が法によりとりあげられたとき、
- （5）不可抗力により行政許可事項が無法に実施に移されたとき、
- （6）法律、法規が規定する行政許可を取消すべき他の場合。

第7章 法的責任

§ 71 本法第17条の規定に違反して設定する行政許可は、関係機関がその行政許可を設定する機関に改正を命じ、もしくは法により取消さなければならない。

§ 72 行政機関及びその職員が本法の規定に違反して、次に列挙する場合のいずれかのときは、その上級行政機関もしくは監察機関は改正を命じる。情況が重大なときは、直接に責任を負う主管者及び他の責任者に対して法により行政処分に処す、

- （1）法定条件に適合する行政許可申請を受理しないとき、
- （2）事務所の場所で法により公示しなければならない資料を公示しないとき、
- （3）行政許可の受理、審査、決定の過程において、申請者、利害関係人に対して法定の告知義務を履行しないとき、
- （4）申請者が提出する申請資料がそろっておらず、法定の形式に適合しておらず、申請者が補正しなければならないすべての内容を1度も告知しないとき、
- （5）法により行政許可申請を受理しないかもしくは行政許可しない理由を説明しないとき、
- （6）法により聴聞を行わなければならないのに聴聞を行わないとき。

§ 73 行政機関職員が行政許可を処理し、監督検査を実施するのに、他人の財物を取立てもしくは他の利益を貪り、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する、なお犯罪を構成しないときは、法により行政処分に処す。

§ 74 行政機関の職員が行政許可を実施するのに、次に列挙するもののいずれかのときは、その上級行政機関もしくは監察機関は改正を命じ、直接に責任を持つ主

管者及び他の直接責任者に対して法により行政処分を課す，犯罪を構成するときは，法により刑事責任を追及する，

- (1) 法定条件に適合しない申請者に対して行政許可を許すかもしくは法定職権を越えて行政許可を許す決定をするとき，
- (2) 法定条件に適合する申請者に対して行政許可を許さないかもしくは法定の期限内に行政許可を許す決定をするとき，
- (3) 法により入札，競売の結果もしくは試験の成績優秀にもとづき行政許可を許す決定をしなければならないが，入札，競売もしくは試験を経ずに，又は入札，競売の結果もしくは試験成績優秀にもとづかず行政許可を許す決定をするとき。

§ 75 行政機関が行政許可を実施するのに，かってに費用を徴収しもしくは法定の項目及び基準に照して費用徴収しないときは，上級機関もしくは監察機関が不法に得た費用の返還を命ずる，直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては，法により行政処分を課す。

おさえ留め，流用，自分のものにするもしくは形をかえて自分のものにするで行政許可を実施し違法に徴収した費用のときは，追納する，直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対しては法により行政処分を課す，犯罪を構成するときは，法により刑事責任を追及する。

§ 76 行政機関が違法に行政許可を実施し，当事者の合法權益に損害を与えたときは，国家賠償法の規定に照して賠償する。

§ 77 行政機関が法による監督職責を履行しないか監督が弱く，重大な結果をもたらしたときは，上級行政機関もしくは監察機関はあらためるよう命じ，直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対して法により行政処分を課す。犯罪を構成するときは，法により刑事責任を追及する。

§ 78 行政許可申請者が関係状況を隠しだてもしくは虚偽材料を提供して行政許可を申請したときは，行政機関は受理しないかもしくは行政許可をせず，警告を与える，行政許可の申請が公共の安全，人身健康，生命財産に直接関係する事項のときは，申請者は1年以内は再度その行政許可を申請することはできない。

§ 79 許可を受けた者が欺瞞、賄賂等の不当な手段で行政許可を取得したときは、行政機関は法により行政罰を科さなければならない、取得した行政許可が公共安全、人身健康、生命財産安全に直接関係する事項のときは、申請者は3年以内は再度その行政許可を申請することはできない、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

§ 80 許可を受けた者が次に列挙する行為のうちのいずれかのときは、行政機関は法により行政罪を科す：犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する、

- (1) 行政許可証書の改訂、闇取引、貸出し、もしくは他の形式で行政許可を譲渡したとき、
- (2) 行政許可の範囲を越えて行動したとき、
- (3) 監督検査に責任を負う行政機関に関係状況を隠し、虚偽材料を提供しもしくはその活動状況を反映する真実の材料を提供することを拒否したとき、
- (4) 法律、法規、規則が規定する他の違法行為のとき。

§ 81 国民、法人もしくは他の組織が行政許可を経ずに、かってに法により行政許可を取得しなければならない活動を行ったときは、行政機関は法により措置をとり制止し、さらに法により行政罰を科さなければならない、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第8章 附則

§ 82 本法が規定する行政機関が実施する行政許可の期限は平日で計算し、法定の休祭日を含まない。

§ 83 本法は2004年7月1日から施行する。

本法の施行前の行政許可の規定は、制定機関が本法に照して整理しなければならない、本法の規定に適合しないときは、本法の施行の日から執行を停止する。